

大阪市水道事業管理規程第15号

大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 局長は、次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>〔(1)～(11の4) 略〕</p> <p>(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日までの間）</u>において5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>〔(13) 略〕</p> <p>[2 略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>〔(1)～(11の4) 同左〕</p> <p>(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間</u>において5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>〔(13) 同左〕</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

- この規程は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規程による改正後の大阪市水道局職員就業規程第12条第1項第12号の規定による特別休暇

の請求及び承認その他の行為は、この規程の施行の日前においても、同号、第14条及び第16条の規定の例により行うことができる。